

○糸島市総合教育会議規則

平成27年3月27日

規則第9号

改正 平成29年3月17日規則第2号

令和4年3月25日規則第7号

(趣旨)

第1条 糸島市総合教育会議（以下「会議」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(協議及び調整事項)

第2条 会議においては、法第1条の3第1項に規定する大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次条各号に掲げる構成員の事務の調整を行う。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講じるべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講じるべき措置

2 前項に規定する協議及び調整は、1件ごとに行う。ただし、市長が必要と認めるときは、数件を一括して協議及び調整をすることができる。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 市長

(2) 教育委員会

(招集)

第4条 会議は、市長が必要と認めるときに招集し、その議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関し、第2条第1項に規定する協議及び調整を行う必要があると思料するときは、市長に対し、協議及び調整をすべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、前項の規定による会議の招集の請求があったときは、遅滞なく会議を招集しなければならない。

4 市長は、会議を招集しようとするときは、会議開催の日時、場所並びに協議及び調整をすべき事項をあらかじめ教育委員会の構成員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合においては、この限りでない。

(参集)

第5条 第3条各号に掲げる構成員は、招集の当日指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。

2 会議の招集に応じることができない者は、その理由を付して会議開会前までに市長に届け出なければならない。

(会議の開閉等)

第6条 会議の開会、閉会、延会、中止又は休憩は、市長がこれを宣告する。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開する。ただし、市長が、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(説明又は意見聴取)

第8条 会議において必要と認めるときは、関係者、学識経験を有する者等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第9条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを公表するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
- (3) 前条の規定により会議に出席した者の職及び氏名
- (4) 協議及び調整事項の大要
- (5) 協議及び調整結果の要旨
- (6) その他市長又は会議において必要と認めた事項

2 議事録は、市長が職員のうちから指名して、これを作成させる。

3 議事録には、市長及び市長が教育委員会の構成員のうちから指名した者1人が署名しなければならない。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、経営戦略部企画秘書課において処理する。

(平29規則2・令4規則7・一部改正)

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会議において定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月17日規則第2号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日規則第7号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。